

益田市農業委員会第16回総会議事録

1. 開催日時 令和6年9月27日（金）午後1時30分～午後2時30分

2. 開催場所 益田市役所 大会議室

3. 農業委員（出席15名）（欠席1名）

1 番 又賀 保（出）	2 番 大畑 美里（出）	3 番 須藤 寿人（出）
4 番 吉村 太（出）	5 番 大庭 清（出）	6 番 齋藤 浩文（欠）
7 番 御神本康一（出）	8 番 田中 綾（出）	9 番 佐原 晃子（出）
10 番 領家 耕一（出）	11 番 松本 幸夫（出）	12 番 谷本 大輔（出）
13 番 柳田 継男（出）	14 番 豊田 志摩（出）	15 番 宮川 有衣（出）
16 番 西川 友史（出）		

4. 農地利用最適化推進委員（出席19名）（欠席5名）

1 番 増野 六彦（出）	2 番 三輪 昌義（出）	3 番 澁谷 記幸（欠）
4 番 澤江 浩一（出）	5 番 山根 健治（欠）	6 番 寺戸 康人（出）
7 番 三浦 尚人（出）	8 番 田原 勝美（出）	9 番 野村 浩三（出）
10 番 寺戸豊太郎（出）	11 番 塩満 文雄（出）	12 番 河野 正憲（出）
13 番 青木 伸爾（出）	14 番 中村 敏幸（出）	15 番 椋木 昭雄（出）
16 番 長谷川孝明（出）	17 番 豊田 繁雄（出）	18 番 中島秀一郎（出）
19 番 宮内 英之（欠）	20 番 椋木 孝光（出）	21 番 岡崎 定佳（出）
22 番 渡邊 豊孝（出）	23 番 河野 光好（欠）	24 番 三浦 和顕（欠）

5. 提出議案

議第77号	農地法第3条の規定による許可申請について
議第78号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議第79号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議第80号	農地でないことの確認について
議第81号	農用地利用集積計画の決定について
報第61号	農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について
報第62号	農地法第18条第6項の規定による通知書の確認について
報第63号	農地の使用貸借合意解約通知書の確認について
報第64号	農地の埋立届出について

6. 議事に参加した職員

（農業委員会事務局）齋藤局長、齋藤局長補佐、高橋係長、吉田指導主任、岩本主事

7. 議事の概要

西川友史会長	それでは、定刻になりましたので、只今より第 16 回益田市農業委員会総会を開催いたします。 本日の議事録署名につきましては、10 番の松本幸夫委員、12 番谷本大輔委員、よろしくお願いします。 本日の欠席委員は、農業委員が 6 番齋藤浩文委員、農地利用最適化推進委員が 3 番澁谷記幸委員、5 番山根健治委員、19 番宮内英之委員、23 番河野光好委員、24 番三浦和顕委員です。 それでは「議第 77 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。 1 番 大谷町
事務局	本件は、3 条の無償移転にかかる許可申請です。 土地の所在は、大谷町の田 3 筆 504 平方メートルです。譲り渡し事由は、耕作者がおらず譲受人に耕作してもらうため、譲り受け事由は、隣接地に居住しておりを譲り受けて耕作するためでございます。 農地法に基づきます権利取得後のすべての農地の耕作状況及び労働力の確保、農業の従事状況、機械の保有状況から見まして、農地法第 3 条第 2 項各号の許可することが出来ない規定には該当せず、許可要件の全てを満たしております。ご審議の程宜しくお願いいたします。
西川友史会長	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願い致します。
御神本康一委員	7 番御神本です。現地確認は 9 月 24 日に野村推進委員と行いました。この土地は以前から、〇〇さんとその家族が果樹を植えるなどして管理されていきました。売買契約後もしっかり管理していくということでしたので、特段問題は無いと思います。ご審議の程よろしくお願いします。
西川友史会長	本日の 3 条の申請につきましては以上 1 件でございます。 ただいま事務局及び担当地区委員から調査報告がございました。皆様方でお気づきの点、またご意見がありましたら、お出しいただきたいと思います。 (なし、の声) そういたしますと、「議第 77 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」は承認の扱いといたします。 続きまして、「議第 78 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。 1 番 赤城町
事務局	土地の所在は、赤城町の田 1 筆 13 平方メートルです。都市計画区域内の用途地域であるため、第 3 種農地と判断いたします。転用目的は、宅地拡張で、転用許可該当条項は農地法施行規則第 44 条第 3 号の規定に該当いたします。雨水は地下浸透です。既に完了しているため資金証明の添付はありません。

	せん。ご審議の程宜しくお願いいたします。
西川友史会長	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。
大畑美里委員	2 番大畑です。現地確認は 9 月 16 日に又賀委員と行いました。申請地は〇〇の隣です。申請は昭和 46 年から宅地敷地として使用していたため出されたものです。始末書も添付されています。適当であると判断しました。
西川友史会長	2 番 久々茂町
事務局	土地の所在は、久々茂町の田 2 筆 746 平方メートルです。都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断致します。転用目的は植林で、転用許可該当条項は農地法第 4 条第 6 項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。雨水は地下浸透です。既に完了しているため資金証明の添付はありません。ご審議の程宜しくお願いいたします。
西川友史会長	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願い致します。
御神本康一委員	7 番御神本です。現地はうっそうとした林地になっておりまして、クマなども心配でしたので、入り口のところまで野村推進委員と確認いたしました。この申請につきましては、既に植林も終わって管理されている土地になりますので、特に問題はないと思います。ご審議の程よろしくをお願いします。
西川友史会長	本日の 4 条申請は以上 2 件でございます。ただいま事務局及び担当地区委員から調査報告がございました。皆様方でお気づきの点、ご意見がありましたら、お出しいただきたいと思います。 (なし、の声) そういたしますと、「議題 78 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」は承認の扱いといたします。 続きまして、「議題 79 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。 1 番 昭和町 本件は、所有権移転に係る許可申請です。土地の所在は、昭和町の田 2 筆 2,432 平方メートルです。都市計画区域内の用途地域であるため、第 3 種農地と判断いたします。転用目的は、宅地造成で、転用許可該当条項は農地法施行規則第 44 条第 3 号の規定に該当いたします。排水は合併浄化槽に接続します。資金証明については金融機関の融資証明書が添付されています。ご審議の程宜しくお願いいたします。
事務局	
西川友史会長	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願い致します。
又賀保委員	1 番又賀です。現地確認は 9 月 16 日に大畑委員と行いました。現地は昭和町にありまして、周辺が徐々に宅地化されている場所です。今回〇〇さんが買われて、宅地造成をして、分譲するということでした。特に問題ないと

西川友史会長	思います。ご審議の程よろしく申し上げます。 2 番 三宅町
事務局	本件は、所有権移転に係る許可申請です。土地の所在は、三宅町の畑 1 筆 1,449 平方メートルです。都市計画区域内の用途地域であるため、第 3 種農地と判断いたします。転用目的は、宅地造成で、転用許可該当条項は農地法施行規則第 44 条第 3 号の規定に該当いたします。排水は合併浄化槽を設置し、既存の水路に接続します。資金証明については金融機関の残高証明書が添付されています。ご審議の程宜しく願いいたします。
西川友史会長	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願い致します。
又賀保委員	1 番又賀です。現地確認は 9 月 16 日に大畑委員と行いました。現地は三宅町の畑になります。ここを〇〇さんが買われて、宅地造成をされ、分譲するということです。周辺も宅地化が進んでいるようなところになりますので、妥当だと思います。ご審議の程よろしく申し上げます。
西川友史会長	3 番 中吉田町
事務局	本件は、所有権移転に係る許可申請です。土地の所在は、中吉田町の畑 1 筆 132 平方メートルです。都市計画区域内の用途地域であるため、第 3 種農地と判断いたします。転用目的は、宅地拡張で、転用許可該当条項は農地法施行規則第 44 条第 3 号の規定に該当いたします。雨水は道路側側溝に接続します。資金証明については、金融機関の融資証明書が添付されています。ご審議の程宜しく願いいたします。
西川友史会長	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願い致します。
大畑美里委員	2 番大畑です。現地確認は 9 月 16 日に又賀委員と行いました。申請事由は倉庫及び駐車場を造るため、近々市道の排水設備ができる予定です。適当であると判断しました。
西川友史会長	4 番 高津町
事務局	本件は、所有権移転に係る許可申請です。土地の所在は、高津町の畑 1 筆 108 平方メートルです。都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断致します。転用目的は、駐車場で、転用許可該当条項は農地法第 5 条第 2 項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる規定に該当いたします。雨水は地下浸透です。資金証明については、通帳の写しが添付されています。ご審議の程宜しく願いいたします。
西川友史会長	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願い致します。
須藤寿人委員	3 番須藤です。現地確認は 9 月 20 日に澁谷推進委員と行いました。現地は、空港に向かう道路のつきあたりになります。〇〇さんが〇〇さんの農地を買って、駐車場を設けるそうです。特に問題はないと思います。ご審議の程よろしく申し上げます。

西川友史会長	5 番 津田町
事務局	本件は、所有権移転に係る許可申請です。土地の所在は、津田町の畑 1 筆 170 平方メートルです。都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断致します。転用目的は、倉庫で、転用許可該当条項は農地法第 5 条第 2 項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。雨水は地下浸透です。資金証明については、金融機関の残高証明書が添付されています。ご審議の程宜しくお願いいたします。
西川友史会長	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願い致します。
吉村太委員	4 番吉村です。現地確認は 9 月 15 日に澤江推進委員と行いました。現地は、〇〇を背に、日本海側へ 200 メートル程行ったところになります。両サイドに民家が建っていて、反対側には海が広がっています。現状も更地になっていますし、面積も小さく、今後の生産性が見込めないと思います。妥当だと思います。以上です。
西川友史会長	6 番 匹見町道川
事務局	本件は、賃貸借の一時転用に係る許可申請です。土地の所在は、匹見町道川の畑 5 筆 3,181 平方メートルです。都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断致します。転用目的は、資材置き場で、転用許可該当条項は農地法第 5 条第 2 項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。雨水は、地下浸透です。資金証明については、金融機関の残高証明書が添付されています。ご審議の程宜しくお願いいたします。
西川友史会長	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願い致します。
宮川有衣委員	15 番宮川です。9 月 22 日に匹見地区全員で現地確認を行いました。現地は、匹見町から〇〇へ行く〇〇沿いにある広い場所で、昔は申請者のお父さんが住まれていたんですが、今は家も解いて、納屋と畑だけの状態です。この農地の後ろの方に風力発電が建つということでプロペラなどの資材の置場として、今回一時的な転用が出ています。施工終了後は農地に戻して返すということでした。問題ないと判断しました。御審議のほどお願いします。
西川友史会長	本日の 5 条申請につきましては、以上 6 件でございます。事務局からの説明、また担当地区委員から調査報告ございました。何かお気づきの点、御意見ございましたらお出しいただきたいと思います。 よろしいでしょうか。そういたしますと、「議第 79 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」も承認の扱いとさせていただきます。 続きまして「議第 80 号、農地でないことの確認について」を議題といたします。
	1 番 下種町
事務局	申請地は下種町の 6 筆 1,463 平方メートルです。昭和 58 年の災害により

	耕作困難となったため、耕作しておらず山林化しており、農地への復旧は困難な状況であることから、非農地証明願いが提出されたものです。ご審議の程よろしくをお願いします。
西川友史会長	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願い致します。
大庭清職務代理	大庭です。9月22日に田原推進委員と現地確認を行いました。全て山林化しておりまして、農地としての形が見て取れないものもありました。適当であると思います。ご審議の程よろしくをお願いします。
西川友史会長	2番 大谷町
事務局	申請地は大谷町の1筆 19平方メートルです。昭和58年の災害により耕作困難となったため、耕作しておらず山林化しており、農地への復旧は困難な状況であることから、非農地証明願いが提出されたものです。ご審議の程よろしくをお願いします。
西川友史会長	続きまして、担当地区委員からの調査報告をお願い致します。
御神本康一委員	7番御神本です。9月24日に野村推進委員と現地確認を行いました。申請書通りの状態になっていることを確認いたしました。問題はないと思います。ご審議の程よろしくをお願いします。
西川友史会長	本日の非農地証明願、以上2件でございます。事務局からの説明、担当地区委員からの調査報告がございました。何かお気づきの点ございますか。 (なし、の声) よろしいでしょうか。そういたしますと、「議案の80号 農地でないことの確認について」も、承認の扱いとさせていただきます。 続きまして「議第81号 農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。
事務局	1番 幸町 申請地は、幸町の畑1筆 476平方メートルです。 3年の使用貸借権設定です。
西川友史会長	続きまして、担当地区推進委員の調査報告をお願い致します。
増野六彦委員	益田・吉田地区の増野です。1番幸町の畑、476平方メートルの件ですが、場所は〇〇のすぐそばにあります。所有者さんは〇〇に住んでおられまして、耕作者の方は以前からその農地を耕作されており、この度きちんと契約をするということです。現地を確認しましたところ、きれいに管理されておられましたので、問題ないと思います。以上です。
西川友史会長	本日の利用権設定につきましては、以上1件でございます。事務局からの説明、担当地区委員からの調査報告がございました。何かお気づきの点ございますか。 よろしいでしょうか。そういたしますと利用権設定につきましては、承認

	の扱いとさせていただきます。 続きまして、一括方式に入らせていただきます。 1～5 番 美濃地町 借り手が同じですので、一括での説明をお願い致します。
事務局	申請地は、美濃地町の田 9 筆 12,388 平方メートルです。 17 年 3 ヶ月の使用貸借権設定です。
西川友史会長	続きまして、担当地区推進委員からの調査報告をお願い致します。
中島秀一郎委員	美濃地区担当の中島です。現地確認は 9 月 25 日に谷本委員と行いました。圃場整備の関係で、〇〇の方へ集積するということになっています。特に問題はないと思います。ご審議の程よろしくをお願いします。
西川友史会長	6 番 飯田町
事務局	申請地は、飯田町の畑 1 筆 2,139 平方メートルです。 4 年 6 ヶ月の賃貸借権設定です。
西川友史会長	続きまして、担当地区推進委員からの調査報告をお願い致します。
須藤寿人委員	3 番須藤です。澁谷推進委員が欠席のため、代わりに報告させていただきます。所有者さんは高齢で入院をしているような状態です。借り人の方は新規就農者の方で、経営規模拡大をしたいということで今回こういった案件が出てきています。問題はないと思います。ご審議の程よろしくをお願いします。
西川友史会長	本日の一括の新規申請は以上 6 件でございます。再設定も含めまして何か皆さん方でお気づきの点ございましたらお出し頂きたいと思います。
佐原晃子委員	9 番佐原です。城九郎さんの貸借期間が 17 年 3 ヶ月とあるんですが、これに関しては貸借の期間には上限があつてこういった年数になっているのか、特に関係なく 17 年 3 ヶ月なのか、期間が微妙だなと思ったんですが。
事務局	一括申請につきまして、終期を 3 月末、12 月末に集約しておりますので、17 年 3 ヶ月ということになっています。
西川友史会長	他にございますか。 (なし、の声) そういたしますと「議第 81 号集積計画の一括方式について」も承認の扱いとさせていただきます。 そういたしますと議事のほうは以上終了でございます。続きまして報告事項の 56 号から順次報告のほうをお願いします。
事務局	「報第 61 号、農地法第 3 条 3 の規定による農地法、農地等の権利取得の届出について」届出件数は 26 件です。全てにおいて相続人が管理され、あっせん の希望は 4 件となっております。

西川友史会長	「報第 62 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による、通知書の確認について」届出件数は 2 件です。解約理由は、1 番から 2 番まで、いずれも新たな担い手に集積するため、合意解約がなされたものです。 「報第 63 号、農地法、農地の使用賃貸借、貸借合意解約書の通知書の確認について」届出件数は 12 件です。解約理由は、1 番から 9 番が契約間の終期を合わせるため、10 番から 11 番まで売買のため、12 番が同世帯になり、契約の必要が無くなったため、合意解約がなされたものです。 「報第 64 号 農地の埋立届出について」届出件数は、1 件です。中垣内町の 1 筆 1,914 平方メートルです。埋め立て後は畑として利用されます。 報告は以上です。 先ほど事務局から報告事項の説明がございました。この中で、何か皆さん聞いてみたいことがございましたらお出し頂きたいと思います。 (なし、の声) それではないようですので、第 16 回総会を終わりたいと思います。 閉会 以上会議の顛末を記載して、その相違ないことを証明するために署名する。 会 長 10 番 12 番
--------	---